

令和7年度第26回沖縄総合事務局幹部と建専連会員団体地方支部長等との
意見交換会

日時：令和7年7月25日（金）15:00～16:50

場所：パシフィックホテル沖縄 2階「ワイケレ」

【共通テーマ1】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の待遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【建設産業専門団体沖縄地区連合会 要望】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。つきましては、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①仕事の繁閑に左右された価格競争から質の競争へという意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注工事において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進していただきたいと考えております。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

要望①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、広く強く周知・啓発をお願い申し上げますというところですが、昨年6月に改定されました建設業法は担い手確保を背景に改正されたものでありますけれども、内容は労働者の処遇改善、資材高騰による労務費のしづ寄せ防止、働き方改革が大きく3つの柱となっております。そのうち労働者の処遇改善においては、適正な労務費の確保と行き渡りが重要であることから、著しく低い労務費による見積り及び見積り依頼の禁止など労務費のダンピングに関する対策が講じられております。

御要望の「価格競争から質の競争へ」との意識改革につきましては、まず公共事業におきましては、今年度から国による市町村へ入札契約の適正化に係る取組を始めたところであります。また、週休二日制の実施と併せて最新のダンピング対策への取組など市町村の取組について支援・指導してまいります。また、建設事業者向けには、昨年度に引き続き講習会や制度の周知、働きかけに努めてまいります。建設Gメンの実地調査を通じても業界及び発注者の意識改革を促してまいります。建設Gメンの活動につきましては、御要望②にありますので、そちらで説明いたします。

②建設Gメン等の活動を通じて民間工事を含む全ての受発注現場において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導を強く要望するというところですが、御存じのよ

うに、標準労務費についてはこの11～12月以降職種ごとに順次公表していくことになります。民間工事においてはこの標準労務費を採用することにより、発注者、元請から下請事業者、技能者まで適正な賃金が行き渡ることが担い手確保につながる重要なところだと認識しております。

昨年度発足した建設Gメンにおいて、施行後、発注者と元請間、元下間、下下間の各ステージで標準労務費が適用されているか、新たなルールにより取引が守られているか重点的に調査を行い、不当な取引広域に対しては処遇改善を行い、適正な労務費の行き渡りなど労務費の確保、処遇改善につながるように取り組んでまいります。併せて、建設Gメンの調査をより効率的に行うために、通報窓口として駆け込みホットラインを引き続き業界全体に周知し、適正な協議が行われなかつた場合の当事者からの情報を基に、効率的な調査を行うことでより高い効果を目指してまいります。

【共通テーマ2】

【議題】

「さらなる適正な工期の設定について」

【趣旨】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられています。担い手確保の観点から、入職前の担い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【建設産業専門団体沖縄地区連合会 要望】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 回答】

最初に、1番目の適正な工期の確保について、週休二日制、時間外労働規制を踏まえて、

適正な工期の確保は適正な賃金を前提として建設業を魅力ある産業として将来にわたって担い手確保していくことにつながるものであります。昨年度の建設業法の改正においては、受発注者ともに工期ダンピングが禁止されたところであります。

国の直轄工事においては、工期設定指針に基づき、全体工期は施工に必要な実日数、4週8休による不稼働日数、準備、後片づけ、余裕期間を含めた工期設定による発注や設計審査会等で施工条件や工程に関する情報共有、そして、元請業者からの工期変更の協議があつた場合に工期変更を実施しているところであります。それを受け元請業者とは設計審査会等において工期内容を確認しているところです。

ただ、これまで新規工事追加や施工条件追加に伴う際に、元請業者さんに対して、要は下請業者さんにそういう専門業者さんにも工期変更に伴う協議をちゃんとしていますかというような意向確認を行っておりませんでした。今後は元請業者さんへ下請業者さんの意向を踏まえたかも含めて、協議の際に元請さんと確認していきたいと考えております。

また、民間発注や建設事業者向けには、これまで建設業の働き方改革に関する労働時間等説明会を初めとして、あらゆる機会を捉え制度の周知・説明を行ってまいりました。完全週休二日を目指す取組については各発注機関において取り組んでいただくよう、沖縄ブロック発注者協議会や国、県、市町村連絡会において周知しているところです。

そのほか、民間発注者に加え今年度から取り組んでいる市町村の公共工事発注担当への支援・助言において、工期設定の考え方、適正な工期の確保に対する理解促進、適正な工期設定の推進に努めてまいります。また、昨年度労働基準監督署と連携した合同調査において工期に関する調査を実施しましたが、引き続き今年度も実施し、制度の実効性の確保に努めてまいります。

次に、2番目に御指摘のあった猛暑対策としての8月休工の試験導入に関して、沖縄の場合、御存じのように本土とは違って猛暑期間が長いこともあります。8月休工による季節的にめり張りをつける方法とともに、1日の中でめり張りをつけて就業時間を前倒しするサマータイムの導入についても有効であると考えております。サマータイムについては一部導入実績もあり、渋滞の激しい夕刻を避けて早めに帰宅できることで技能労働者の生活の質の向上ができるというメリットもあると考えております。現場の働きやすい環境づくりを摸索していきたいと考えておりますので、今後も意見交換をさせていただければありがたいと考えております。

【共通テーマ3】

【議題】

「CCUSカードリーダー設置の促進について」

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162万 6,545名、事業者登録数 29万 413社、新規登録現場数 13万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11万 5,066件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたい。

【建設産業専門団体沖縄地区連合会 要望】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162万 6,545名、事業者登録数 29万 413社、新規登録現場数 13万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11万 5,066件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼

働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたい。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

県内のCCUSの登録技能者数、また、登録業者数はいずれも九州で2番目に多く、人口比で言いますと全国でもトップ級の登録数となっております。キャリアアップシステムに対する期待の高さがうかがえると思っております。しかしながら、聞こえてくるのは現場でカードリーダーを見たことがないというもので、現場での設置率はかなり低いと聞いております。Gメンの実地調査で確認しますと、現場の事務的な負担が大きいのが原因ではないかということが見えてきており、そこをクリアできないと県内のカードリーダーの普及も見えてこないのでと危惧しているところであります。

皆さん御存じのように、今年度はCCUSの利用拡大に向けた3か年計画の中間年度でキャリアアップシステムのメリット拡大フェーズと位置づけております。具体的な取組としましては、CCUSを共通データ基盤として活用し、事務作業の効率化・省力化を図るこれまでの取組を継続するほか、御要望にもありますように、CCUSと建退共の連携を図る新システムが今年秋から強化予定となっております。

沖縄総合事務局においては、発注工事の一般土木のWTO案件A等級、それとプレストレスコンクリートのWTO案件は全ての工事でCCUSを義務化しております。また、一般土木のB、C、アスファルト舗装のA、WTO以外のプレストレストコンクリートの工事は活用推奨モデルとしてキャリアアップシステムの促進に努めております。しかしながら、県の工事では受注者希望型にとどまっており、市町村の工事はCCUSの促進には至っていないのが現状であります。冒頭比嘉会長からキャリアアップについて懐疑的な意見も出始めているというお話がありましたけれども、やはり地方でのカードリーダーの設置がされていないところが気にするところかなと考えております。

総合事務局としましては、今後も様々な機会を捉えてCCUSのメリットをPRとともに、県や市町村への働きかけを継続してまいります。また、元請側のほうには、国で取り組んでいる事務負担の効率化などのシステムの改善を踏まえて、現場でのカードリーダーの設置を促してまいります。皆様におかれましても事務負担の軽減を図りつつ現場での積極的な活用に御協力を願いいたします。

【議長】

沖縄に関しては、僕のイメージ、感触ですけれども、数年前から大手ゼネコンさん、国の発注に関してはやっているけれども、市町村とか地元のゼネコンさんにおいては動きが余りないように私自身は感じております。皆さん、どうですかね。

【沖縄県鉄筋事業協同組合 要望】

CCUSに関しては、カードリーダーでタッチするタイプと携帯電話でタッチするタイプ、この2種類を大手さんのほうはそろえてはいます。ただ、地場さんに関しては、今お話がありましたとおり、リーダーすら置いていないところがほとんどではないですかね。口頭ではキャリアアップ入れ入れは言うのですけれども、入ったはいいけれども、結局はタッチするその場所がないので、何のために入るの？　冒頭お話があったとおり、もうそのとおりなのですよ。入る意味がないという感覚を持ち始めている職人のほうが増えているのかなという感じですね。積極的に総合事務局さんの方から推進するというか、指導のほうをぜひお願いしたいと思います。

【意見】

今、おっしゃられたように、内地のゼネコンさんの方は、グリーンサイトといって労務安全関係書類ですか、それをインターネット上でグリーンサイトに連携してCCUSはやっています。おっしゃったように、それはカードリーダーもしくは顔認証で連携されていますので、内地、県外のゼネコンさんの方はほとんど100%やっています。ただ、おっしゃったように県内のゼネコンさんはほとんど置いていません。ゼロに近いです。県外のゼネコンさんの仕事をやる場合は有効ですけれども、県内の場合は持っていても、要するにあればつくるだけでも金が1万円かかりますので、そこら辺をやはりおっしゃったように指導をやっていただけすると助かりますね。

【議長】

本土の大手ゼネコンに関しては、登録しているのが当たり前のレベルまで来ておりまして、今お話がありましたように、地場に関してはその話さえも出てこないというのが現状でございます。沖縄としましても、労務単価を上げる中で、もともとの目的であるレベル

別の最低年収の実現といったものを含めると、希望的なものをもうちょっとアピールしていただきことで、将来的な形としてもっともっと総合事務局さんが地方、市町村に働きかけて、将来を見据えてこれが必要だということを僕は言っていただきたいなという気持ちがいたします。なかなか私ども末端の者からつけてくれと言ってもなかなか動きませんので、その辺はぜひお力を貸していただきたいというのが私の意見でございます。

【沖縄独自テーマ1】

【議題】

「第三次・担い手3法について」

【趣旨】

令和6年6月に、インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられる施策を掲げた第三次・担い手3法が成立しました。このたびの法改正により講じる規制措置が実効性を伴うものとなり、特に担い手の確保ができない現状改善につながることを切に願います。

(1) 事業主として、技能者確保のために労働環境の改善・整備のほか現在の賃金を確保しながら4週6休制の導入実施に注力する中、工事契約において賃金の原資となる労務費について、労務費単価の引上げはもとより、工事によっては適正な労務費の確保さえ難しいため、4週6休制の導入に踏み切れないでいます。今回の改正において、労務費を原資としたダンピングを規制するため、標準労務費の設定・運用の在り方が検討され、安定化につながると期待されています。そのためには、発注者、元請が見積書に盛り込んだ標準労務費を尊重することが求められます。現在国が検討、予定されている実効性が担保できる取組、運用方法についてお聞かせ願いたい。

(2) 予定工事において、人工・資材調達の段取り全てが終わり、工事直前になって予定請負額の変更を通知されることもあります。また、工事が着工しても契約書を交わさない工事もあり、契約に関してこのようなケースが実際にありますので、契約の適正化促進のために國の監視・指導をより徹底していただきたい。元請が違反せず法令を遵守するよう厳正な対処をお願いするとともに、現在検討、予定されている罰則措置または不利益を受けた下請に対してどのような救済措置があるのかお聞かせ願いたい。

【沖縄県型枠工事業協同組合 要望】

要望趣旨。令和6年6月に、インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられる施策を掲げた第三次・担い手3法が成立しました。このたびの法改正により講じる規制措置が実効性を伴うものとなり、特に担い手の確保ができない現状改善につながることを切に願います。

(1) 事業主として、技能者確保のために労働環境の改善・整備のほか現在の賃金を確保しながら4週6休制の導入実施に注力する中、工事契約において賃金の原資となる労務費について、労務費単価の引上げはもとより、工事によっては適正な労務費の確保さえ難しいため、4週6休制の導入に踏み切れないでいます。今回の改正において、労務費を原資としたダンピングを規制するため、標準労務費の設定・運用の在り方が検討され、安定化につながると期待されています。そのためには、発注者、元請が見積書に盛り込んだ標準労務費を尊重することが求められます。現在国が検討、予定されている実効性が担保できる取組、運用方法についてお聞かせ願いたい。

(2) 予定工事において、人工・資材調達の段取り全てが終わり、工事直前になって予定請負額の変更を通知されることもあります。また、工事が着工しても契約書を交わさない工事もあり、契約に関してこのようなケースが実際にありますので、契約の適正化促進のために国の監視・指導をより徹底していただきたい。元請が違反せず法令を遵守するよう厳正な対処をお願いするとともに、現在検討、予定されている罰則措置または不利益を受けた下請に対してどのような救済措置があるのかお聞かせ願いたい。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

(1) ですが、まず国や地方においては、4週8閉所を掲げておますが、現場においては4週6休の導入が県内の現実としてはまだまだ厳しい状況だなということを改めて認識したところです。担い手確保のため、適正な賃金の確保、週休二日制の導入についてはまさに今建設業全体で取り組むべき命題であります。経営に携わる皆様方が厳しい状況の中で必死に取り組んでおられますので、我々もしっかりと取り組んでいかなければと思いを新たにしております。

標準労務費につきましては、まさに労務費のダンピングを規制するための施策であります。発注者、元請事業者が標準労務費を尊重し、末端の下請事業者、技能者まで適正な賃金として行き渡らせることが担い手確保につながることだと考えております。昨年度より

総合事務局においても建設Gメンを発足させまして、県内の事業者への実態調査に取り組んでおります。標準労務費は11月、12月までに公表されることになっておりますが、建設Gメンにおいては、労務費の基準が著しく下回る契約がなされていないか調査を行って適正な賃金の行き渡りの実効性の確保に努めてまいります。

この調査によって違反につながる恐れがある事案が判明した場合には、改善指導を行い、必要に応じて沖縄県と連携して立入検査を行うなど、実効性を確保してまいります。併せて建設Gメンの調査を効率的に行うため、駆け込みホットラインを再度周知しまして、適正な協議が行われなかつた場合の当事者からの情報を基に効率的な調査を行うことで、より高い効果を目指してまいります。

(2) ですが、人工・資材調達の段取りが全て終わり、工事直前になって予定請負額の変更を通知されることがある。また、工事が着工しても契約書を取り交わさない工事もあり、不利益を受けた下請に対してどのような救済措置があるかお聞かせ願いというところですが、まず建設業法では元下間に於いて書面による契約を行わない行為は業法違反となる恐れがあります。今回のケースは従来からの慣習により口頭で取り交わしたため、言った言わないのやりとりに陥るケースだと思われます。どんな工事におきましても、条件等を明示した見積書の提示もしくは契約書の取り交わしなど書面でのやりとりを徹底するようにお願いいたします。残念ながら、従来の慣習のままの元請事業者が現実にいることに対する対応は、業界に向けての周知や働きかけに取り組むとともに、国や県など行政庁からの個別の業法違反として指導していくことにより適正化を促進してまいります。

Gメンにおいては、昨年度管内では20件以上実地調査を実施し、業法違反事例に関しては10件以上指導を行ってまいりました。昨年度は営業停止などの監督処分になる事案はありませんでしたが、今後は本日お聞きしたような事例があることを念頭に置いて調査してまいりたいと思います。また、不利益を受けた下請に対してどのような救済措置があるかにつきましては、残念ながら建設業法による救済措置はありませんが、下請法違反として民法による損害賠償請求が考えられるケースはあろうかと考えております。

【沖縄県型枠工事業協同組合 質問】

ホットラインとかもありますよね。ホットラインにかけば指導はしていただけるのですかね。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

そうです。ホットライン、後で情報提供の資料、ペーパーがありますけれども、そこに電話していただければ私ども直接取りますので、そこで相談していただければと思っております。

【議長】

ホットラインで例えば会社名とか実名という形でいろいろ話をするではないですか。それって元請様との今後の取引について言いづらいがこの点に関しては、配慮等いかがでしょうか。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

ホットラインで受けた相談があったということはできるだけ伏せて、会社名はもちろん言いませんしというところで問題のある事業者には指導していくつもりでいますので、そこは安心していただければと思います。会社名を出すとか分かるような形では入らないようにしようと思っています。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

先ほどと同じ、次も似た感じだと思うのですが、これまでの法律、建設業法で言うと、決まったお金から経費を引いて下に流すという構造で、多分我々も元請さんももうなじんでいるわけですね。これを今変えようという潮目ですから、12月の頭になろうかと思いますけれども、施行されるということですが、挨拶でも言いましたように、経費というものについての議論が今からということなので、これまで手をつけられへんかったことを一举にやっているわけですね、今。ですので、では、法施行が12月からスタートだから、すぐに何か変わるのかというと、一举に変わるものではないと思うのです。それは我々もそうだと思うのです。我々も、では、受けた工事、今受けている途中の工事はどうなるのだと。

恐らく元請さんは、新規の工事からについては、では話し合おうかみたいなことになろうかと思いますけれども、これはスーパーゼネコンさんは東京にいて東京で議論しているので、日建連、全建というところは。地場ゼネコンさんになると相当時間がかかると思います。これが実態だと思うのです。でも、法律ですから、法が変わったので膝を突き合わせて我々もお願いをしていかなかんし、要求をしていかないかんと。これが現実の話だ

と思うのです。その上で、Gメンの方に入ってもらっても、何を見てきたらいいのか非常に難しいと思うのですね。先ほど局長も塩対応を受けているという、総価一式で決めていけるのに何か法律上問題があるのか、何なのだというような元請さんもおられるというのは各地でも聞いているのですね。

逆に言うと、入られたら困るところがそのように何か痛いところをつかれたからそういう反応をするのだろうと思うのです。今比嘉会長も言われたように、通報ホットラインに言うと何か後の仕事に影響するのではないかと。だけれども、ここは我々も腹をくくつて、今まで何かやはりエリアによっては親を売るみたいでちょっと嫌だみたいなことを言われる方もおられます。でも、親というのは子供の面倒を見て初めて親ではないでしょうかね。子供の懐に手を突っ込んで労務費をちぎって自分のところが利益を出しているような会社、こういうところには正直退場してもらわないと建設業なんか絶対よくならないと思うのです。その過渡期に来たと思うのです。

とはいえ仕事をやっているからもうやるしかないのだと言うと、今度、この法律は扱い手確保のためにやっていますので、それで人が来るかというと、暇になつたら下がる。だから、これだけしかもらっていないからこれだけしか払えない。そうしたら、今忙しいときにもらった金で決めたお金を若い子らに払うわと言ったことがうそになりますよね。そのとき下げなあかんようになるので。そういう産業にはもう絶対来ないので、一例鉄筋は全国でも 28%が外国人です。3人に1人。これ3年で1割増えているのです。これから10年で 25%退場します。今若い子たちの係数から考えると 2割減るのです。都市部では3割を超えていくので、5割がもう外国人になるのですよ。

こういう現状から考えると、これからは若い子を抱えてきたところが生き残ると思うのです。高齢者がどんどん退場すると外国人に頼らざるを得ない。だけれども、外国人を教える人も必要なわけですから、そう考えると今本当に最後のチャンスで、日建連が長期ビジョンで示した 100 万人を超えるこの 10 年でやるしかない。7 %ずつ上げるというのは元請さんからしたら相当な覚悟であれを出したと思うのですね。そういう元請さんと、そうでない、さっき言ったような、いやいや、暇なんだから見積りすらおまえらもう要らんぞ、来るなみたいな、そういう元請さんとかと同じ土俵で競争していること自身が既におかしいと思いますので、我々はしっかりと、そういう人が足りなくなる現実と、それと経費がしっかり要るのだということを説明していく必要があると思うのと同時に、Gメンの人に入つてもらったときに、分かりやすいように標準見積書をつくっているのですけれど

も、日建連は見積り尊重宣言と言っていますが、あれ標準見積書宣言とは言っていないのです。

だから、出してきたものは尊重しますよ。なので、標準見積書を我々が出さないと、標準見積書に関しては国交省に出していますから、中身は恐らくGメンの方にもこういう見積りの内容になるぞ、それも業種別で経費がばらばらだったので、これを今建専連で統一しようとしていますので、ぜひとも標準見積書を出していただきたい。向こうがこんなもの要るかと言っても置いてきていただきたい。それによって標準見積書が出されている、もしそれを現場が破って捨てるようなことであれば、反面調査で下請さんのところに、我々のところに入ったら分かるわけですよね。

例えば100番という見積書に対して、いや、下げる。1億の工事を9,000万だと言つて現場は9,000万を正の見積書として残していますと。これ第一見積書ですかと、これが一発目の見積書ですか、それでそのまま決まったのですかということを聞いてもらうと同時に、どちらにしても下請さんのところにも入りますから分かりますけれどもねと。これ一言言ってもらうだけで向こうはもう捨てられないですよ。こちらに100番があつて1億の見積書がある。書き直すということは、その枝番で100-2番が9,000万なわけですよね。このように証拠を1個ずつ残していくことがGメンの方が入ったときに一番より分かりやすい。

とにかく切られたから一式9,000万と言つたら、何を見てきていいか分からぬのです。これはGメンの方が必ずどこへ行っても言われます。ですので、Gメンの方のお願いしたいのは、総価一式で来た流れを武器にしながら、何の不備がある、何しに来るのである塩対応をするようなところには、そこは膝を突き合わせて、マインドを変えるつもりで、今までの法律はそうだけれども、人が来ないからこうなのだ、それで国が基準を示したのだと。何か入られてまずいことでもあるのですかというぐらいの、数を回つてもらうことによって、現場が12月施行に向けてというようなことでいよいよたくさん回り始めたなと。恐らく10月から12月だと思うのですけれども、その前段階で数を何とかこなしていただくことがまず今回の大きな目的だと思いますので、我々も回つてもらったときに見て分かるような証拠を残していただきたいなと思います。

参考に1つ、先ほど実効性のある取組とか救済措置とかいう話があったので、1点参考で、公取が出している「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」というQ&Aがあります。これは令和6年3月13日に出しているのですけれども、この中には、今まで本当にで

きるのかということも書いています。これは根拠がある——昨日名古屋だったのですけれども、クレーンの方々は機械が何年からどれぐらい上がっているとか、ガソリン価格がこう上がっているとか、非常に分かりやすい説明をできるようなデータを出しておられました。そういう根拠があるものに基づいて価格交渉しているにもかかわらず、上げない理由を書面かメールで返答しない行為は優越的地位の濫用に当たる可能性があるということをはっきりとQ&Aで書いています。

ですので、我々はこの法律が決まるまでは独禁法に違反しないようにコンプライアンスを守れと元請から言われているわけですから、我々がコンプライアンス違反になるか、現場の所長がなる恐れもあるのですよ、だから、むげに来るなとか、そんなこと言わないでくださいというぐらいまで我々も武器を持って交渉に。けんかしたら負けますから、我々は下請ですから。だから、交渉ということでいろいろな法律が変わっていますよという説明をしっかりすることが大事なのではないかな。今はその過渡期にあると思いますので、長くなりましたが、ぜひとも皆さんにお願い申し上げたいと思います。

【議長】

私からちょっとお願ひがありまして、12月ぐらいから大きな改正、大体決まりそうというところで、ぜひ総合事務局様に、自分の意見なのですけれども、地場の元請様の事業主の方を呼ぶような研修をやっていただきて、法律が変わったのだと。短時間でいいのでちょっとした研修みたいなのをばーんとかまして、標準見積書をちゃんとやっていないと調査したときにこれ問題になるよということを強く訴える場をちょっとお願ひしたいなと思うのですね。

どうしてもやはり元請様の会が強くて、いろいろブロックがあって、何かあったらその会長さんとか上の方が来るのですけれども、末端の方々のなかなか顔が見えない中で、結局話は聞いておるけれども、実感がないような気がするのですよ。だから、そういった場をつくって、ぜひ事業主を呼んで、県とか市町村も置いておいて、総合事務局も國の方針がばーんと変わらぬのだといった場を設けていただけないかなと僕は思っているのですが、いかがでしょうか。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

先ほど岩田会長がお話しされました見積り尊重宣言のほうは、地場ゼネコンさんはGメ

ンで入ったところは全て見積り尊重宣言をやっております。そういう中ですので、やはり見積書をきちんと提示していただくことが大事かなと思います。私どもはGメンで見積書を見せてもらって中身も確認しています。おっしゃったように、下請にも入りますよということは私どもやろうしております。そういうところで本当の実態が見えてくるかなと思っていますので、そういう取組をやってまいりたいと思います。Gメンで指導しても1社ずつしかやらないので、地道な環境にはなると思うのですけれども、それを指導していくことで少しづつ広がるかなと思っています。比嘉会長がおっしゃった元請向けの説明会、毎年建設業者、元請さん向けの説明会をやっているところではあるのですけれども、そこの中でも、また、別個できるのであればそういう説明会を開催していく様に考えていくたいと思います。

【沖縄独自テーマ2】

【議題】

「適正工期について」

【趣旨】

沖縄県内の建設現場において、型枠工事業は安全性・品質確保の基盤を支える重要な専門業種であり、公共・民間問わず多くの建築物の根幹を担っています。しかしながら、慢性的な人材不足や資材費の高騰、技能者の高齢化により事業継続が困難な状況が続いております。特に若年層の入職促進や技能継承の支援、適正な工期・価格設定の確保が急務となっております。

近年発注から着工までの期間は十分にあるが、着工後から完成までの施工日数が確保されないケースが見受けられます。また、週休二日制の導入促進をしているのにもかかわらず、このような過密な工程では、安全管理や品質確保に支障を来すだけでなく働く職人の健康や人材定着にも悪影響を与えております。

つきましては、設計段階から施工者の意見を反映しやすい環境づくりとともに、適正な工期を確保するための制度整備・発注時の配慮を強く要望いたします。持続可能な建設業界の実現のためにも、実情に即した工期設定の徹底をお願いいたします。

【沖縄県型枠工事業協同組合 要望】

沖縄県内の建設現場において、型枠工事業は安全性・品質確保の基盤を支える重要な専門業種であり、公共・民間問わず多くの建築物の根幹を担っています。しかしながら、慢性的な人材不足や資材費の高騰、技能者の高齢化により事業継続が困難な状況が続いております。特に若年層の入職促進や技能継承の支援、適正な工期・価格設定の確保が急務となっております。

近年発注から着工までの期間は十分にあるが、着工後から完成までの施工日数が確保されないケースが見受けられます。また、週休二日制の導入促進をしているのにもかかわらず、このような過密な工程では、安全管理や品質確保に支障を来すだけでなく働く職人の健康や人材定着にも悪影響を与えております。

つきましては、設計段階から施工者の意見を反映しやすい環境づくりとともに、適正な工期を確保するための制度整備・発注時の配慮を強く要望いたします。持続可能な建設業界の実現のためにも、実情に即した工期設定の徹底をお願いいたします。

【沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 回答】

国の直轄工事においては適切な工期設定に努めているところですが、現実的に事業の状況、要は開通が迫っているとか、そういう事業の状況によっては受注者に御負担をかけている事例があることは認識しております。先ほどとちょっとかぶるのですけれども、新規工事追加や施工条件の変更に伴う工期変更に際して、元請の受注者さんとの協議は行っていますが、元請の受注者さんに対して協力業者さんへ確認したとか、その意向確認の状況確認等を現在行っておりません。なので、今後は協力会社さんの確認状況とかもちゃんと確認するようにして適正工期の確保に努めていきたいと考えております。

また、建設産業が魅力ある産業としてあり続けるためには、発注者において建設業者が重要なパートナーであることを認識し、働き方改革に協力することも重要と考えております。公共事業においては、週休二日制の導入状況については、国、県において着実に浸透しているものの、市町村においてはまだ十分とは言えない状況にあります。沖縄総合事務局の市町村等の発注者への働きかけとして、令和7年度も公共工事の品質確保に関する国、県、市町村連絡会及び沖縄ブロック発注者協議会において、各発注者向けの周知を行っております。

また、昨年度の扱い手3法の改正により、国が市町村の発注職員の育成支援や発注事業の実態を調査し、市町村に対して助言を行うことが新たに定められました。これを受け、

今年度から市町村の発注の適正化を促す支援を実施するなど、個別の市町村へ積極的に働きかけを行うことで時間外労働規制の遵守や週休二日の確保等を含む適正な工期の設定を推進しております。また、民間発注者に対しては、商工会や不動産協会、建築士協会、コンサルタント協会などへあらゆる機会を捉えて周知や働きかけを行うとともに、建設Gメンの調査を通じて適正な工期設定の徹底を図ってまいりたいと考えております。

【沖縄県型枠工事業協同組合 要望】

最初、工程はスタート時に、納得するような工程をいただいてスタートしているのですが、途中で沖縄ならではの例えば台風とか爆弾が出てくるので、それで1か月2か月ずれるのですよ。途中止まるわけですね。その場合でもけつは一緒なのですよ。これは途中での工程の話合いというのかな、こういったものがありますので、ぜひともそれをどうやって解決していくのか、それも聞いて、沖縄ならではですよね、こういった爆弾が出るとかというのは。それがたびたびあるので、途中で全くもう2週間か3週間ずれるのですよ。これが変わらないというのが一番きつい。そこら辺何かいい方法はないですかね。

【沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 回答】

おっしゃるように、本来であれば台風とかで一、二週間延びたら後ろに行くと。そうすべきなのですから、ちょっと言い訳がましいのですが、開通とか迫っていてどうしてもできないときは、結局皆さん専門業者のところにしわ寄せが行くとうちらも認識はしております。なので、先ほど言ったみたいに、元請さんと話をして、おっしゃったように延ばせるものはできる限り延ばせるようにして、どうしてもうちとして工期があるやつに関してもコミュニケーションを図っていきたいと。そのコミュニケーションに関しても、先ほどからの繰り返しになるのですけれども、うちらの元請さんとしか正直コミュニケーションを図っていないという、自分も現場のときにそういうことがあったもので、元請さんにもちゃんと専門業者さんは大丈夫かとか、どういう状況かというのを今後するように、副所長会議とか事務所の中で周知していきたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いします。

【沖縄県型枠工事業協同組合 要望】

それともう 1 つ、総合事務局で元請に対しての指導、一生懸命やられていると私は思います。うちも 1 回だったかな、元請業者とともに勉強会に参加したことがあるのです。それで福利厚生にしろカードリーダーにせよ、やっているだろうと思います。しかし、それはいいのですが、持ち帰って実際に会社に生かしているか、これが疑問があるのですね。ということは、建設業協会で、なぜ議題に下請に対する福利厚生とかカードリーダーを上げてお互い同業者として話し合わないのか、これが不思議でたまらない。協会は全く関心がないのですよ。みんなライバル意識を持って、勝負ですから、話にならない。

確かに勉強には行きます。しかし、持ち帰ってそれが現場の監督さんに行き届いていないのですよ。現場担当の所長が分からぬわけですよ、地場は。これはびっくりしますよ。うちの会社も勉強には参加しているのです。だけれども、現場の所長は分からぬ、そういう実態があります。だから、本気で業者がみんな話し合ってやるのだよと一心同体になって取り組んでいるとは思えない。ですから、これをどうにかしてほしいというのがあります。

【議長】

私は塗装業を営んでおりますけれども、工期の中で新築工事の前半は完全週休二日が続いている、塗装の段階になったら工期がないからといって土曜日出ろ、日曜日出ろ、平日は残業しろということもありますので、ちょっとそれを頭に入れておきながらヒアリングしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【沖縄独自テーマ 3】

【議題】

「労務単価について」

【趣旨】

令和 7 年 3 月からの公共工事労務単価において、県下塗装工は 2 万 8,800 円（事業主負担除く）となっています。これは正社員雇用塗装労働者としては適正な単価だと思います。この単価を国からの発注だけでなく、県、市町村と民間でも適応されるよう協力をお願いしたいです。全体的に機運は高まっていると感じるが、実情と大きく乖離しています。本土スーパーゼネコンに關係する会社からは大分労務単価が上がったとの話を聞きますが、沖縄県に

においては公共・民間間わず動きが鈍いのが現状です。

【(一社) 日本塗装工業会沖縄県支部 要望】

次の議題は、そのまま私の話ですけれども、これも「労務単価について」ですが、令和7年3月からの公共工事労務単価において、県下塗装工は2万8,800円(事業主負担除く)、職員も除きますけれども、なっております。これは正社員雇用塗装労働者としては適正な単価だと思います。この単価を国からの発注だけでなく、県、市町村と民間でも適応されるよう協力をお願いしたいです。全体的に機運は高まっていると感じるが、実情は大きく乖離しています。本土スーパーゼネコンに関係する会社からは大分労務単価は上がったとの話を聞きますが、沖縄県においては公共・民間間わず動きが鈍いのが現状です。よろしくお願いいたします。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

市町村の発注する公共工事においては、最新の公共工事設計労務単価や資材単価が公表された際の早期活用や発注手続中の工事への適用を行うことが必要ですけれども、適切に対応できていない市町村があると聞いております。総合事務局では、今年、毎年ですけれども、公共工事の品質確保に関する国、県、市町村連絡会、また、沖縄ブロック発注者協議会において、各国家機関や県、市町村等の発注者向けの周知を行っているところです。

昨年度の扱い手3法、特に品確法の改正を受けて、先ほどから言っていますけれども、今年度より入札契約の適正化の推進のため、そのような市町村を指導・支援し、国に準じた発注がなされるように取り組んでまいります。民間発注者は、公共工事の労務単価ではなくて標準労務費になっていくとは思うのですけれども、それについても商工会や不動産協会、建築士協会、コンサルタント協会など、あらゆる機会を捉えて周知、働きかけを行うとともに、建設Gメンの調査を通じて適正な賃金の確保、行き渡りの徹底を図ってまいります。

【沖縄独自テーマ4】

【議題】

「沖縄県における持続可能な沿道景観管理について」

【趣旨】

平素は当協会の諸活動に格別の御理解と御支援、併せて県内における国直轄事業での多大な御指導を賜り、衷心より御礼申し上げます。今年度の要望事項といたしまして、次の内容での御配慮、御検討をお願いいたします。

1. 観光立県にふさわしい緑化景観形成につながる事業の発注について。

那覇空港から市街地に接するウエルカムロードとしての位置づけとなっております国道332号植栽整備工事につきましては、引き続き同事業の終点までの継続と、その他国道沿線にも観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成をするための事業創造を求めた予算確保への御尽力及び沖縄県経済活性化へ御協力をいただけますようお願いいたします。

2. 適切な街路樹の剪定について。

近年街路樹への害虫や落ち葉等の対策として、景観の阻害や健全な生育を損なう不適切な剪定（強剪定）が多く見受けられます。チェンソーを主体とした剪定は、作業効率は高いものの毎年継続することで樹木の衰退を招く恐れがあります。街路樹の長期的な育成管理には目標樹形を考慮した計画的な剪定が不可欠であり、統一された管理体制の構築とともに、街路樹剪定士資格保有者を積極的に生かしていくことをお願いいたします。

3. 公共工事での設計樹木単価の適正な価格設定について。

樹木単価につきまして、沖縄県においては他府県と違い亜熱帯特有の樹木を取り扱うことが主となっております。しかしながら、設計段階における樹木単価の設定について、地域特性への考慮が見受けられないのではないかとの思いがあります。つきましては、唯一の緑化生産団体である沖縄県緑化種苗共同組合の樹木単価を参考にしていただき、地域事業者の健全育成についても御配慮いただけますようお願い申し上げます。

【(一社) 日本造園建設業協会沖縄総支部 要望】

今年度の要望事項といたしまして、次の内容での御配慮、御検討をお願いいたします。

1. 観光立県にふさわしい緑化景観形成につながる事業の発注について。

那覇空港から市街地に接するウエルカムロードとしての位置づけとなっております国道332号植栽整備工事につきましては、引き続き同事業の終点那覇市までの継続と、その他国道沿線にも観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成をするための事業創造を求めた予算確保への御尽力及び沖縄県経済活性化へ御協力をいただけますようお願いいたします。

2. 適切な街路樹の剪定について。

近年街路樹への害虫や落ち葉等の対策として、景観の阻害や健全な生育を損なう不適切な剪定（強剪定）が多く見受けられます。チェンソーを主体とした剪定は、作業効率は高いものの毎年継続することで樹木の衰退を招く恐れがあります。街路樹の長期的な育成管理には目標樹形を考慮した計画的な剪定が不可欠であり、統一された管理体制の構築とともに、街路樹剪定士資格保有者を積極的に生かしていただくことをお願いいたします。

3. 公共工事での設計樹木単価の適正な価格設定について

樹木単価につきまして、沖縄県においては他府県と違い亜熱帯特有の樹木を取り扱うことが主となっております。しかしながら、設計段階における樹木単価の設定について、地域特性への考慮が見受けられないのではないかとの思いがあります。つきましては、唯一の緑化生産団体である沖縄県緑化種苗共同組合の樹木単価を参考にしていただき、地域事業者の健全育成についても御配慮いただきますようお願い申し上げます。

【沖縄総合事務局開発建設部道路管理課 回答】

まず1つ目でございます観光立県にふさわしい緑化景観形成につながる事業の発注にということで、観光立県を目指しております沖縄県におきまして、美しい道路景観は観光客にリゾート地沖縄を印象づける上で極めて重要な役割を担っていると思っております。また、国道332号につきましても、沖縄のウエルカムロードとして沖縄への期待が高まる緑をコンセプトに、平成30年度から重点的に令和9年度の完成に向けて鋭意整備を進めているところでございます。

なお、維持管理予算の厳しい中ということで、植栽の整備とか管理を行っている状況ではあるのですが、国道332号と接続しています県道の那覇空港線の景観形成に向けた同様な取組と連携しながら、国道332号の植栽整備工事を引き続き取り組んでまいりたいと思ってございます。また、その他の国道沿線につきましても、大規模事業へ重点的に現在予算配分をせざるを得ないという状況ではあるのですが、県の整備状況とか地域の状況等を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

1つ目は以上でございます。

続きまして、2つ目の適切な街路樹の剪定ということで回答いたします。まず、街路樹の剪定につきましては、道路の建築限界がございますので、それを超えるとか視距の悪化、また、走行阻害とか沿道建物への悪影響が生じる、このような場合には、やむを得ずチェンソーを使用した強剪定を行う場合もございますが、仕様書等もございますので、基本的

にはそれに基づいた樹形管理を行っているところでございます。また、枝の切り口が生じますので、そちらには殺菌とか防腐処理を施して剪定後の樹木の育成管理に努めているところでございます。

なお、国としましても国道 332 号の先ほどの植栽整備にも取り組んでいるところでございますので、街路樹の長期的な育成管理の視点とか統一された管理体制の構築など、日本造園建設業協会様の御要望につきましては、街路樹剪定士資格保有者の活用を含めて発注担当者、また、現場担当者へまず周知させていただきたいと思っております。

続きまして 3 つ目の回答でございます。公共工事での設計樹木単価の適正な価格設定ということで、開発建設部におきましては、物価資料に掲載されていない単価につきましては本局での特別調査または事務所における見積りにおいて決定しておりますが、沖縄県種苗組合の樹木単価と異なっているのはこちらも認識しているところでございます。亜熱帯特有樹木の単価設定につきましては今後また個別に意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【(一社) 日本造園建設業協会沖縄総支部 要望】

ただいまの御回答で、引き続き個別での協議のほうも私ども造園協会とよろしくお願いいたします。

【議長】

これで本日の議題のテーマというか、お話しするテーマについては終わったのですけれども、お時間がちょっとあるのと、意見交換ではないのですけれども、要望書ではないのですが、最後のページから 2 枚目ですか、参考として意見交換当日の議題としませんが、要望事項として提出しますという内容がありますのでよろしくお願ひします。

【要望事項】

【議題】

「労務単価について」

【趣旨】

令和 7 年 3 月から公共工事労務単価は沖縄県においては鉄筋工 3 万 500 円です。全国平

均3万71円よりも県の方が上回っています。ゼネコンと言われるところはそこに理解がありますが、地場の建設会社は見積りのときに高いとの声があり、理解がないのが現状です。

このような意識を変えていかなければ鉄筋工の未来はないと思います。社会保険の問題など組合内においても課題はありますが、やはり社会保険に加入すればその金額は出しますというようにしてほしいです。そうすれば社会保険が今よりも当たり前になり、社会保険未加入者はいなくなると思います。地場の建設会社にも考えてほしいです。

【沖縄県鉄筋事業協同組合 要望】

「労務単価について」ということで、労務単価の話はたびたび出ているのですけれども、令和7年3月から公共工事の労務単価は、沖縄県におきましては鉄筋工3万500円です。全国平均3万71円と、県の方が上回っております。ゼネコンと呼ばれる本土の業者はそこに理解はありますが、沖縄県の地場の建設会社は見積りのときに高いとの声が上がり、理解がないのが現状です。

このような意識を変えていかなければ鉄筋工の未来はないと思います。社会保険の問題など組合内においても課題はありますが、やはり社会保険に加入すればその金額は出しますよというようにやっていただければ、もちろん社会保険の加入率も上がりますし、未加入者などはいなくなると考えております。地場の建設会社にも考えてほしいので、たびたび意見は出ているのですけれども、その辺の御指導等をお願いしたいという感じです。

【議長】

続きましてもう1点、「建退共の電子申請について」、御説明のほうをお願いいたします。

【要望事項】

【議題】

「建退共の電子申請について」

【要望趣旨】

現在、弊社において建退共証紙申請を行う現場は6現場ありますが、そのうち1現場のみ電子での申請が可能となっています。大半の現場は紙での申請となっており、電子申請に比べても手間をかけた作業となっています。紙での申請では、元請によっては専用の申請用

紙購入のほか、提供される申請書類においても元請ごとに申請方法が異なり、個別の対応を求められています。

作業内容としては、書類作成後、申請書類の事前チェックを受け、確認を得れば原本の郵送となります。また、企業並びに個人が建退共に加入していることの証明書書類の添付が必須となっており、そろえる書類は少なくありません。一次下請は二次下請の申請もまとめて申請するので、作業量は必然と多くなります。証紙の受取りの際にも受領証の郵送に始まり下請企業への証紙引渡しについても受領証を作成する等、証紙を扱うことにより現金を扱うような慎重なやりとりを行っています。

電子申請であれば、最初登録の手間はありますが、月の作業としては専用ツール（ソフト）を使い就労報告書を作成し、受渡し用のデータを作成した後、元請へ電子データをメールにて提出するだけで作業が完了します。元請とのメールでの確認作業もほぼなく、また、共済契約者証や個人の手帳写しの添付が不要なため、郵送する書類も一切ありません。また、証紙に代わり電子ポイントが付与されるため、証紙の受渡し、証紙の管理・受払い簿の記帳に代わり電子データの記録が積み上げられます。電子申請に代わることで作業効率が格段に良くなりますので、公共工事においては積極的に電子申請を行うよう取り組んでいただきたいと思います。

【(一社) 日本塗装工業会沖縄県支部 要望】

それでは、「建退共の電子申請について」、読み上げて要望としたいと思います。

現在、弊社において建退共証紙申請を行う現場は6現場ありますが、そのうち1現場のみ電子での申請が可能となっています。大半の現場は紙での申請となっており、電子申請に比べとても手間をかけた作業となっています。紙での申請では、元請によっては専用の申請用紙購入のほか、提供される申請書類においても元請ごとに申請方法が異なり、個別の対応を求められています。

作業内容としては、書類作成後、申請書類の事前チェックを受け、確認を得れば原本の郵送となります。また、企業並びに個人が建退共に加入していることの証明書書類の添付が必須となっており、そろえる書類は少なくありません。一次下請は二次下請の申請もまとめて申請するので、作業量は必然と多くなります。証紙の受取りの際にも受領証の郵送に始まり下請企業への証紙引渡しについても受領証を作成する等、証紙を扱うことにより現金を扱うような慎重なやりとりを行っています。

電子申請であれば、最初登録の手間はありますが、月の作業としては専用ツール（ソフト）を使い就労報告書を作成し、受渡し用のデータを作成した後、元請へ電子データをメールにて提出するだけで作業が完了します。元請とのメールでの確認作業もほぼなく、また、共済契約者証や個人の手帳写しの添付が不要なため、郵送書類も一切ありません。また、証紙に代わり電子ポイントが付与されるため、証紙の受渡し、証紙の管理・受払い簿の記帳に代わり電子データの記録が積み上げられます。電子申請に代わることで作業効率が格段に良くなりますので、公共工事においては積極的に電子申請を行うよう取り組んでいただきたいと思います。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

建退共の話が出ましたので、先ほど労務費から今度経費に基準が移って議論がそこに行くということで、これまで下請経費というくくりだったものが、この間の6月30日の中建審、そこで雇用に係る経費ということで、赤囲いで、これは中建審のあれを見てもらったら、中間クリップをされていますので見ていただければと思うのですが、経費が設計労務単価をベースにして歩掛かりを掛けた標準労務費プラス雇用に係る経費ということで、労務費確保のイメージとして、それを赤ぐくりでそこまでを囲ってあるのです。

この雇用に係る経費というのが、設計労務単価には項目がずっと内訳として出ていますけれども、社会保険料、これは事業主負担分、それと今回、安全衛生経費と建退共という、大きく三本柱になりました。それ以外に設計労務単価のほうでは労務管理費とか宿舎などということでくくっています。この赤囲いの大きなイメージとしては、雇用に係る経費が社会保険、安全衛生、建退共ですので、ここでこれまでになかった建退共というものが入ってきますので、我々が見積りしなければいけない。

これは勘違いしないように言っておきますと、建退共は元請さんが掛けるお金でも発注者が払うお金でもなく、我々が掛けるお金ですね。そういう立てつけの建退共制度です。ですので、今スーパーゼネコンさんは民間、建築、土木かかわらず全て掛ける元請さんと、地場ゼネコンさんが相当ひどい扱いのところもおられるとお聞きしましたけれども、払わない元請さんというと思うのです。この場合に、Gメンの方が行ったときに、労務費確保のイメージで赤囲いの中には建退共が入っているわけですね。ということは、我々は払ってもらえない元請さんに対しては請求しなければいけない、見積書に建退共費として計上しなければいけないと。

これは確定ではありませんけれども、私はそういう方向で労務費ワーキングで話をしていくつもりですし、一応本省サイドのほうもそういうことですよという理解を得ていますので、最終 12 月施行のときまでには我々はちょっとそこは注視していただいて、建退共というものは、払ってもらえる元請さんはポイントを元請さんが購入していますので、公共は当然入っていると思います。ポイントとして元請さんが買って我々に付与してくれないと。タッチすることには入っているわけですね。ただ、払ってもらえないところは、我々が請求をしてポイントを購入して払わないといけない、ポイントを購入しないといけないということになりますので、ちょっと事務的には煩雑にならうかと思いますけれども、そうしないと元請さんもきちんとした競争にならないわけです。片方はコストがかかってしまいますよね。民間工事については元請さんが払っている。でも、こちらの元請さんは民間工事は払ってくれないということですから、ここはしっかりと我々も請求するようにしていかないと。制度がそのように変わってくると思いますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

ということと、設計労務単価並みのものを民間工事においても行き渡らせるということがベースの法改正ですから、当然これは全産業平均値をベースにしていますので、月給です。日給月給の議論ではありませんので、設計労務単価をいただくイコール月給にすることです。それと、休みも全産業平均まで増やすということです。これがベースなので、休むと手取りが減りますということの議論はなくなります。設計労務単価をもらえればですよ。なので、去年も一昨年も言ったように、もらったら払ってください、もらったら月給にしましょう、これは一部の元請さんだけがくれてもできませんよね。全てそういう状況になったときには、ベースは月給ですから。それで休日を増やす。それができないところは、我々はもらっているのにやらないということですから、逆に我々が指導を受ける立場になると、このように理解していただければと思います。

最後に、市町村の——まとめてあれしますけれども、民間でも適用されるようにしてくれという比嘉会長のお話ですけれども、一例、静岡はロビー活動をして成功した事例ですけれども、県会議員、それと市会議員を呼んで年に 1 回か 2 回交流を始めたそうです。そうすると、そこには当然我々は票を持っていますから、県会議員にとにかく市の発注部局を呼んでくれと言ったら来るわけですね。県会議員に言うと県の発注部局が来る。国の方針性はこのように変わっていますよというのを本省からなり沖縄のほうからでも来て説明してもらうと、すごい風通しがよくなつたらしいです。発注部局の方が自分たちが自分た

ちの口で元請さんに発注する段にそういう話をしてくれると。なので、ほかは何かそういうことでないと担い手が集まらないと言っているから、とにかく我々もそういう方向にしていきますよというのは、そこは我々の一番有効な票を利用してロビー活動されるというのも一案かなと。静岡ではそれは成功したということですので参考までに。

【議長】

まだ時間があるので、書面にはないのですけれども、日本塗装工業会としてちょっと耳に、聞いてほしい内容が1つ議題としてあります。討論するわけではないですが、ちょっとお伝えしておきたい。

【要望事項】

【議題】

「仕上げ業種における『適正工期』『適正工費』の確保について」。

【要望趣旨】

塗装工事は最終の仕上げ工程であり、竣工日が決まっているため、天候（降雨等）による影響のほか、前工程での遅れた工期を取り戻すには土曜や祝日の現場稼働が必須となります（工期のしづ寄せ）。加えて人材不足の状況です。

現場終了時に、実行予算がある中で、先に前工程業種のほうに支払われ、仕上げ業者は残った予算から人工清算をされることがあります。1人工の労務費が安く見積もられ、一人親方と変わらない金額を提示されます。仕上げ業種において以下の2点を要望したいと常々考えております。

1. 特に民間発注者に対して仕上げ業者へしづ寄せが及ぼないよう、適正な工期の確保・設定を働きかけ指導していただくようお願いいたします。
2. 前工程の遅れ等から工期内に収めるため土曜や祝日に人材を増員した場合、工数増となった場合の適正な工費を確保できるよう、元請に対し強く指導をお願いします。元下間の請負契約の中において、工事費増額に関する条文を加えていくことも要請したくお願ひいたします。

【(一社) 日本塗装工業会沖縄県支部 要望】

「仕上げ業種における『適正工期』『適正工費』の確保について」。

塗装工事は最終の仕上げ工程であり、竣工日が決まっているため、天候（降雨等）による影響のほか、前工程での遅れた工期を取り戻すには土曜や祝日の現場稼働が必須となります（工期のしわ寄せ）。加えて人材不足の状況です。

現場終了時に、実行予算がある中で、先に前工程業種のほうに支払われ、仕上げ業者は残った予算から人工清算をされることがあります。1人工の労務費が安く見積もられ、一人親方と変わらない金額を提示されます。仕上げ業種において以下の2点を要望したいと常々考えております。

1. 特に民間発注者に対して仕上げ業者へしわ寄せが及ばないよう、適正な工期の確保・設定を働きかけ指導していただくようお願いいたします。

2. 前工程の遅れ等から工期内に収めるため土曜や祝日に人材を増員した場合、工数増えた場合の適正な工費を確保できるよう、元請に対し強く指導をお願いします。元下間の請負契約の中において、工事費増額に関する条文を加えていくことも要請したくお願いいたします。

ということが日塗装としてありますので、すみません、ちょっと頭の隅に置いてくれれば大変助かります。また、お力添えをいただければ大変ありがたいと思っています。

【議長】

各テーマ全て終わりましたけれども、そのほかに皆様から御意見等ございませんでしょうか。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 質問】

この間ある会合で、沖縄県内において、公共工事ということでしたけれども、公共工事で社会保険に加入していない人たちが安くやって取っているということをお聞きしました。その辺の実態って何か、かなりありますよとおっしゃっていたのですけれども、いかがでしょうか。

【沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 回答】

具体的にそういうのがあるというところはちゃんと把握しているわけではないのですけれども、不適切な業者、比嘉会長からもお話を聞いていますけれども、ちゃんとしていな

い会社が横行しているという話は聞いておりまして、それはどうにかしないといけないとは思っています。ただ、公共事業で排除できるかというと、またそこは難しいところもあるのですけれども、先ほどから言っていますように、今年から市町村の指導というか支援をしてまいる中では、そういう意識を持つてもらうというところから始めないといけないかなと思っていまして、まずそういう業者もいますというところでちゃんと認識してもらうことが大事かなと思っています。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

ちょっと難しいところだと思うのですが、ただ、基本的には税の還元は税金を払っている人間に対してという、それと住民税を払っている地元だと思うのですね。これが基本だと思いますので、そういう意味でもロビー活動をして、そういう声をどんどん上げられたほうがいいかなと思いますね。

【沖縄総合事務局開発建設部技術管理官 回答】

社会保険料、ちょっと記憶違いだとすみません、東京のほうで市町村の公共工事の発注で、どういう条件で発注しているかをきちんと整理して公表しています。せんだって市町村を集めた会議等もあって、今日出たいろいろな話が絡んでいると思いますが、1つ沖縄で気をつけなければいけないのは、市町村のほうが公共工事できちんとお金をお支払いできていないというのがやはり実態としてあるのではなかろうかと。

これは今年の1月か2月に新聞記事で出たのですけれども、沖縄県内の建設業が令和5年度から赤字に傾いているということで、規模の大きなところはまだいいけれども、規模の小さな建設業の方々は赤字がかなり大きくなっているということが出ていまして、やはり物価高とか人件費も上限規制が始まっています、きちんとお支払いできている、できていないとかとあるのですけれども、全体としてそういう傾向があるというところで、市町村、県、うちもそうですけれども、全体として不調・不落が非常に多いですね。

やはり皆様方というか元請の方々が取るときに、かなり利幅が少なくなるような工事とか手間がかかるようなものは避け始めているのがデータで出てきていると考えています、そうすると市町村にきちんとお金を払ってもらわなければいけないということで、こちらが会議の場でずっと市町村の担当者の方が並んでいただいて話をしますが、いろいろなことをお願いしていくときに、公表されている取組の中に、例えば予定価格のところ

で材料単価の設定・更新が毎月されているかどうかとか、使用資材だけしている、定期的にはやっていないとか、市町村ごとで違うのですが、そういったものがきちんと公表されていることを市町村の担当者の方に理解していただくためにそういうのが公表されていると。そういうことをやられていないということがどのように見えるか、よく考えてほしいということをきちんと会議の場で言っています。

その中に、例えば法定福利費の内訳が明示されているかどうか、あと、社会保険と未加入業者の排除というのが、元請からの排除と下請からの排除がそれぞれ表の中に書かれているのですけれども、元請からの排除が沖縄県内市町村を見ていきますと未実施になっている市町村もございますし、下請からの排除が全工事で一次から排除というところが多いと思いますが、二次以下も排除となさっている市町村もありますし、そこら辺の排除をしていないという市町村もあるということでございます。

会長もさっき言わっていて、それを私どもはやってほしいというわけではございませんが、いろいろ議論をする中で、こういった物事を決めていくときに、受発注者ということもありますし、民間の会社ということもありますし、市町村の公務員としての立場の人とすることもありますし、先ほどおっしゃられていたのは当然議員の立場から関わられる方ということもございますが、やはり重要なのはこういったデータを使っていただくことを期待して国としては調査をして公表しているわけですので、そういったものも活用しながらということになってまいりますが、みんながそういうデータが出ていることを今時点では知らない人が結構いることが実態ですので、私どもは会議の場でこういうものがあるということをきちんとお金を見なければいけないということを言っていくのですが、そういったことをきちんと引き続きやっていきたいと思っております。

あと、こちらがそういうことをしていくときに皆さんからお伺いしたいと思ったのが、例えばCCUSなんかはこの間県のほうが国よりは取組が遅れているので、きちんと置いていただきたいというお話をしたのですけれども、一応部下なんかからも聞き取りをして、CCUSを入れていないと沖縄県の技術者が内地のほうに行ったときに正当に評価されなくなる可能性もあるし、内地の技能者の方が沖縄に来られたときに、やはり来づらくなる、来たくなくなることが起こる可能性があるということで、導入をされたほうがということでこちらから言ったのですけれども、実際問題として、こういうCCUSとか建退共とか、そういった取組をしていなかったときに出てくる生々しい将来的な影響がこちらも分かっているようでいて分かっていないところがあるのですね。

やはりこちらがいろいろ指導していこうとしたときには、そこら辺を分かっていたほうが物事をみんなに理解してもらうときに役立つということが結構ありますので、そういう意味で、今日こういった場で御紹介いただいてもいいですし、生々しいというところが肝になるので、今回夜の懇親会もあるということで、こちらとしてもそういうことは非常に大事だなと思っているところでございます。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

CCUS、これまで正直やらされている仕組み、今は標準労務費がひもづいたことでやりたい仕組みに変わっていくと思うのです。今本土から来ても評価されないということになろうかと思いますので、そのときに、肝心なのは、何のためにCCUSがあるかというと、あれは資格と経験年数で最低限もらえる賃金、年収を可視化するために必要なのです。

ただ、制度的に本省は平均値で年収を出していますので——平均とは言っていないですけれども——のような形で出しています。建専連で先ほど説明した、あれは最低レベルももらえるという年収を10団体で出したわけですね。働き手から見たときに、何年たってこの資格を取ったら絶対にこの年収がもらえるのだというものを見える化したのです。これを外国人にも適用していくわけですね。

働き手が何年たらという、働く人間が絶対にもらえるというものを可視化するこの目的は、今まででは請負価格が浮遊していますので、忙しかったら上がる、何かええらしいな、でも、暇になったときには下がるということですから、こういう業界に親が子供たちを推さないですよ。どうせ不安定やと。今工業高校でも地場ゼネコンとの取り合いになっているのですね。ほぼ身内で取り合いをしていると。ですので、何か命令されるほうよりか命令する側みたいな、端的にそのようなイメージで学校の先生は言われていました。

我々とすると、ちゃんと何年たらこれぐらいもらっていくよという未来予想図というかキャリアプランを見せることが一番の目的ですので、逆にそうやって年収が増えることが県とか市の税収が増えることにもつながるのではないかと。働き手がよその産業へ行くのか、本土に行くとか、そういうことになると一举に人口も減るし、デメリットばかりになりませんかと。それを可視化して、ここで働き手を増やそうという建設業の取組という形で説明をしていただければ、我々はよその産業がベースで今話をしていましたけれども、今はもう欧米並みを目指してということ、日建連ですら40で1,000万です

ので、そこを目指していくので、市にとってもメリットがありますというような説明をしていただければと思います。

【議長】

あと1点、誰か御意見のある方。

【(一社) 日本塗装工業会沖縄県支部 要望】

せっかくの機会ですので、女性の視点からの意見として適正工期についてお話しさせていただきたいのですが、塗装業は仕上げ業としてしわ寄せが及ぶ現状です。無理な工期や突貫工事が減ることで現場の安全や働く人の心身の負担も軽くなります。女性の職人も増えてきてはいますが、まだまだ少ない状況ですので、そういう配慮が働き続けたい現場づくりにつながると思いますので、柔軟な働き方や働きやすい環境の整備があれば、もっと関わる女性職人、技能士が増えてくるのではないかなどと思います。女性側の技能士が増えるためにもどうぞお力をよろしくお願ひいたします。

【沖縄総合事務局開発建設部技術管理官 回答】

御意見をありがとうございました。どうお答えしていいか、当たっているかどうかよく分かりませんけれども、今のお話ですが、多分やり方の1つはそうかなと思うのは、やはり女性でないと分からないところがあるかなと思っていて、今の工期のしわ寄せとか仕上げの話も男社会の中で物事が決まっていくというところではなかなか対応し切れないところもあつたりするかなと思うこともあります。

役所も女性の職員が増え始めていて、多分女性の職員が役所の中に増えてくるとかなり変わってくるだろうというのは、私も女性の職員と話をしたりするとかなり発想が違っていたりすることがありますし、子育てとか出産とかいろいろなイベントを迎えるという視点がそこに入ってくるというのはなかなか男では入ってこないところがありますので、そういう意味で役所の中でそういう女性を増やすということをやっていくのは、遠回りだけれども、1つ非常に重要なことかなと思っています。今採用なんかでもそういうことを試行しながら取り組んでいますので、役所としてはそのようにやっていこうと思っていることをお伝えしたかったということと、気になることがあれば、現場の監督のほうからいろいろ声をかけたりして配慮していくことも多分できると思いますので、ぜひまたいろいろ

いろと教えていただければと思います。

【沖縄県型枠工事業協同組合 意見】

やはり女性が建設業に向いてくれるような努力は業種を超えて専門工事はやらなければいかんなど思っています。型枠も昨日新聞に掲載したと思います。うちも掲載しました。機械を導入して、女性が型枠大工にも来るような仕組みをつくっていかなければならない、今後企業はそのようにならないといかんのかなということで努力すべきだと思っています。一緒にともに頑張りましょう。